

四日市市消防本部訓令第4号

四日市市警防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市警防規程の一部を改正する規程

四日市市警防規程（平成9年四日市市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（警防本部の運用体制）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 警防本部の運用体制の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）警戒初動体制 通常体制の職員に加え、警防本部の概ね1名の職員</p> <p>（3）から（5）まで （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（警防本部の運用体制）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 警防本部の運用体制の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）警戒初動体制 通常体制の職員に加え、警防本部<u>各班</u>の概ね1名の職員</p> <p>（3）から（5）まで （略）</p> <p>3 （略）</p>
<p>（現地本部の運用体制）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 現地本部の運用体制の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）警戒初動体制 通常体制の職員に加え、<u>現地本部</u>の概ね1名の職員</p> <p>（3）から（5）まで （略）</p> <p>3 及び 4 （略）</p>	<p>（現地本部の運用体制）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 現地本部の運用体制の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）警戒初動体制 通常体制の職員に加え、<u>各本署及び各消防分署</u>の概ね1名の職員</p> <p>（3）から（5）まで （略）</p> <p>3 及び 4 （略）</p>

別表第 2（警防本部及び現地本部に係る
運用体制の配備基準）（第 9 条、第 1 3
条関係）

【別記1 参照】

別表第 2（警防本部及び現地本部に係る
運用体制の配備基準）（第 9 条、第 1 3
条関係）

【別記1 参照】

【別記1】

改正後

区分	配備基準
警戒初動体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき 2 管内に震度4の地震が発生したとき 3 県内（管内を除く）で震度5（弱）以上の地震が発生したとき 4 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> 5 異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害の発生が予想されるとき
第1次体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪又は高潮のいずれかの警報が発表され、被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき 2 管内に震度5（弱）の地震が発生したとき 3 津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき 4 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u> 5 管内に大規模な火災、救助又は救急が発生したとき 6 四日市市国民保護計画に基づく市危機管理対策本部が設置されたとき 7 異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき
第2次体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1次体制による警防体制を強化する必要があるとき
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に震度5（強）以上の地震が発生したとき 2 管内に特別警報が発表されたとき 3 大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき 4 四日市市国民保護計画に基づく市国民保護対策本部が設置されたとき 5 管内に風水害その他異常な自然現象あるいは人為的原因による甚大な被害が発生又は甚大な被害の発生が予想されるとき

改正前

区分	配備基準
警戒初動体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき 2 管内に震度4の地震が発生したとき 3 県内（管内を除く）で震度5（弱）以上の地震が発生したとき 4 <u>緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画により三重県大隊が応援出動（出動準備を含む。）を行う災害が発生したとき</u> 5 <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき</u> 6 異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害の発生が予想されるとき
第1次体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪又は高潮のいずれかの警報が発表され、被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき 2 管内に震度5（弱）の地震が発生したとき 3 津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき 4 <u>三重県内消防相互応援協定に基づく出動の要請がなされたとき</u> 5 <u>緊急消防援助隊の出動の求め又は指示があったとき（迅速出動も含む）</u> 6 <u>管内に大規模な火災、救助又は救急が発生したとき</u> 7 四日市市国民保護計画に基づく市危機管理対策本部が設置されたとき 8 <u>異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき</u>
第2次体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1次体制による警防体制を強化する必要があるとき
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に震度5（強）以上の地震が発生したとき 2 管内に特別警報が発表されたとき 3 大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき 4 四日市市国民保護計画に基づく市国民保護対策本部が設置されたとき 5 管内に風水害その他異常な自然現象あるいは人為的原因による甚大な被害が発生又は甚大な被害の発生が予想されるとき

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)